

船橋市総合計画策定支援業務事業者評価基準

1. 趣旨

この基準は、船橋市総合計画策定支援業務に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法及び評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

提出された提案書について、各評価項目における評価基準に基づき書類審査を実施する。

参加申込者数が多数であった場合は、上位3者を2次審査実施対象事業者として選考する。

ただし、1次審査における評価委員の評価項目の点数の合計点が、満点の6割に満たない場合は、参加申込者数に関わらず2次審査実施対象事業者として選考しない。

(2) 2次審査（プレゼンテーション・質疑応答）

提案書に基づくプレゼンテーションと、評価委員による質疑応答を実施し、評価基準に基づき審査する。

(3) 受託候補者の決定方法

1次審査と2次審査の点数を合計し、(4)に定める順位の決定方法により最終的に1位となった事業者を受託候補者とし、2位となった事業者を次点とする。

ただし、評価委員の評価項目の点数の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者又は次点としない。

(4) 順位の決定方法

評価委員ごとに評価項目の点数を合計して、合計点が高い順に順位を付する。各事業者に付された順位を順位点とし（例：1位＝1点、2位＝2点）、全ての評価委員の順位点を合計し最も順位点が少ない者を第1位とし、次に順位点が少ないものを第2位とする。

なお、1人の評価委員において、複数の事業者の合計点が同点となった場合は、順位点を按分する（例：1位に2事業者が並んだ場合は、 $(1+2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2事業者に与える）。

また、評価委員の順位点の合計が同点となった場合、1位とした評価委員が多い事業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。さらに、順位の獲得数にも差のない場合は、各評価委員による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の多い事業者から上位とする。

※順位の決定方法等は別添「順位決定方法等（例）」を参照

3. 評価項目

(1) 1次審査（書類審査）

評価項目		評価基準	配点
企業 評価	業務実績	地方公共団体の総合計画策定支援実績(過去10年以内)により、業務を適切に遂行する能力が見込まれるか。	15
	執行体制	各業務に対する組織体制・人員配置は適正か。また、配置予定者の実務経験が、本業務を行うに当たり十分な経験を有しているか。	15
提案 内容	計画策定支援に対する基本姿勢	本市の特性、課題を的確に把握しており、本業務の目的や条件を十分に理解しているか。	15
	現状の把握	本市の現状を把握するための調査・分析の手法について、計画策定にあたり適切な提案がなされているか。	10
	市民意識の把握	市民意識や市民ニーズの把握手法(サンプル数・調査項目等)及びその分析について適切な提案がなされているか。	15
	市民参画	市民参画手法について、幅広く、かつ効果的に市民の意見等を集約することができる提案となっているか。	20
	提案の独自性	独自性のある提案がなされているか。	10
	提案の実現性	各提案内容のスケジュールが、業務を行うのに当たり現実的なものとなっているか。また、策定業務フローの提案がなされているか。	15
見積額	見積額の最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額の最も低かった事業者の見積額(A)を、当該事業者の見積額(B)で除して得た数値(A÷B)に、配点(5点)を乗じて得た得点を評価項目点とする(小数点以下四捨五入)。	5	
1次審査 合計点			120

(2) 2次審査 (プレゼンテーション・質疑応答)

評価項目	評価基準	配点
わかりやすさ	提案書に関する説明がわかりやすいか。	20
意欲	業務に対する取組意欲が感じられるか。	20
コミュニケーション	質疑に対する回答が的確なものとなっているか。	20
全体の印象	提案書とプレゼンテーション・質疑応答の整合性など、1次審査及び2次審査の全般を評価する。	20
2次審査 合計点		80

順位決定方法等(例)

①1次審査(書類審査)における順位付けの方法

	満点	A法人等		B法人等		C法人等		D法人等		E法人等	
		採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	120点	78点	2位	79点	1位	73点	3位	71点	4位	68点	5位
委員2	120点	74点	3位	80点	1位	75点	2位	72点	4.5位	72点	4.5位
委員3	120点	88点	1位	77点	2位	75点	3位	73点	4位	72点	5位
合計点	360点	240点	↓	236点	↓	223点	↓	216点	↓	212点	↓
順位点			6点		4点		8点		12.5点		落選
1次審査の順位		2位		1位		3位		4位		合計点が満点の6割(216点)に満たない	
		2次審査に進む		2次審査に進む		2次審査に進む		4位以下:落選			

②2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)における順位付けの方法

	満点	A法人等		B法人等		C法人等		D法人等		E法人等	
		採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	書類	120点	78点	—	79点	—	73点	—	(落選)	(落選)	
	面接	80点	72点	—	52点	—	52点	—			
	合計	200点	150点	1位	131点	2位	125点	3位			
委員2	書類	120点	74点	—	80点	—	75点	—			
	面接	80点	72点	—	48点	—	52点	—			
	合計	200点	146点	1位	128点	2位	127点	3位			
委員3	書類	120点	88点	—	77点	—	75点	—			
	面接	80点	48点	—	52点	—	64点	—			
	合計	200点	136点	2位	129点	3位	139点	1位			
合計点	600点	432点	↓	388点	↓	391点	↓				
順位点			4点		7点		7点				
最終順位		1位		3位		2位					

順位点は同点だが、C法人等を1位とした評価委員が多いため、C法人等の最終順位を2位とする。